

# 政管健保の国庫補助削減は撤回せよ！ 組合健保への負担転嫁は筋違い！！

(2008.7.2)

政府は、6月21日終了の第169通常国会において、「平成20年度における政府管掌健康保険に対する国庫補助額の特例、及び健康保険組合等による支援の特例等に関する法案」を提出し、政府管掌健康保険（平成20年10月1日以後は全国健康保険協会が管掌）に対する国庫補助を削減するとともに、一定の要件にある健康保険組合と国共済、地共済、私学共済からの強制的な「上納金」によって、その国庫補助の削減分を「穴埋め」しようとした。

この措置は、財政の収支尻のみに目を奪われた当面の糊塗策であり、国の財政負担軽減を目的とした健保組合等の被保険者に対する負担の押しつけに他なりません。到底、医療保険制度の改革と言えるものではなく、行財政改革の名にも全く値しないものです。

これについては、法案に責任を負うべき立場にある舛添厚生労働大臣本人でさえ、「極めて筋が悪い」と自ら告白せざるを得なかった程の代物です。

同法案は、衆議院で継続審議となっていますが、このような見せかけの単なる弥縫策は、国民合意に基づく社会保険制度確立の見地からも、必要な行財政改革推進の見地からも、有害無益なものでしかありません。政府は、同法案を速やかに取り下げるべきです。

以上の見地から、私、辻泰弘は、3月17日の予算委員会、3月27日の財政金融委員会の場で、下記要約のように、舛添厚生労働大臣、額賀財務大臣に質問するとともに、6月19日、福田内閣に対する質問主意書を提出しました。（内閣は6月27日に答弁書を送付）

今秋予定の臨時国会での争点の一つです。早急な同法案の白紙撤回に全力を尽くします。

**辻泰弘：**事の本質は、健保組合等が政管健保をトンネルにして、国庫に上納金を払わされたということ。社会保障費の2200億円削減のつじつま合わせに使われただけの話だ。

**厚労大臣：**長期的に見れば、国民皆保険の維持に資するという意味での助け合いだ。

これは永続すべきものではなく、今年度の措置であると、そういう思いだ。（3月17日）

**財務大臣：**政管健保と組合健保の負担が違っている。それを互いに助け合い、負担を分かち合ってもらったということだと思っている。

**辻泰弘：**2200億円の帳尻合わせのため、国が健保組合等から1000億円召し上げただけ。

助け合いとはおこがましい。誰も助かっている。国が助かっただけだ。（3月27日）